

## 浄化槽リノベーション推進検討会（第4回） 議事録

1. 日時 令和元年11月11日（月）14:00～16:05
2. 場所 山王パークタワー 26階 会議室BC
3. 出席者 別添参加者名簿の通り
4. 議題

- (1) 改正浄化槽法の施行に向けた対応方針について
- (2) その他

5. 配布資料

議事次第

座席表

資料1 改正浄化槽法の施行に向けた対応方針について（案）

資料2 「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）（案）

資料3 浄化槽管理士の研修会の体制（案）[上田委員提出資料]

試料4 浄化槽管理士の研修会教材のテキスト（案）[国安委員提出資料]

参考資料 浄化槽法の一部を改正する法律（要綱、法律、新旧対照表）

6. 議事

- (1) 改正浄化槽法の施行に向けた対応方針について

- ・ 資料1と資料2について環境省より説明、資料2〔別紙1〕～〔別紙3〕、資料3について上田委員より説明、資料4について国安委員より説明があった。

<特定既存単独処理浄化槽について>

- 資料2「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」について
  - ・ 本来であれば、単独処理浄化槽はすべて廃止すべきであるところ、ガイドラインに「単独処理浄化槽を使用し続ける」との記載はせざるを得ないのか。（小川委員）
    - 特定既存単独処理浄化槽の措置と単独処理浄化槽の転換は別の議論だろう。（眞柄座長）
    - 使用可能な個人財産の使用をやめさせることはできないということだろう。（上田委員）
  - ・ 資料内に「判断」と「判定」が混在している。特定既存単独処理浄化槽の措置を決定することを「判定」とし、他は「判断」としてはどうか。（国安委員）
- 資料2〔別紙1〕「特定既存単独処理浄化槽」の判断の参考となる事項」について
  - ・ 浄化槽の性能担保として一番重要な項目は、「③周辺環境への影響」だろう。「①

重要事項」として構造が挙げられているが、構造が問題なければ性能も問題ない保証は必ずしもない。性能を重視することで、逆に浄化槽の構造に関する技術イノベーションが起きることもあるのではないか。(奥田委員)

▶ ご指摘のような考えを考慮し、ケース 1 とケース 2 に「③周辺環境への影響」を条件として組み込んだ。(環境省)

- ・ 適切に施工すれば構造上の問題は起こらないだろう。一方で、管理が不適切だと、周辺環境へ影響を及ぼす可能性はある。管理に関する規定はあるか。(庵途委員)  
▶ 浄化槽台帳に関する事項として、浄化槽の管理の高度化に向けて、行政が法定検査や保守点検の情報を吸い上げ、管理を行う仕組みの導入などを規定している。(環境省)
- ・ 1つ1つの判断項目を確認するには技術的な経験と時間を要するだろう。全ての項目を確認するのではなく、破損や漏水、浮上や水平の崩れなどが浄化槽本体に起きているのであれば、特定既存単独処理浄化槽と判定するなど、より多くの検査員が対応できるような整理をするとよい。(庵途委員)
- ・ 周辺環境への影響について、住民から苦情を受けることがあるが、浄化槽が原因なのか判断が困難な場合があり、この場合に浄化槽本体の構造面での判断基準が設けられていると、問題の原因特定に有用である。問題があることが一つの目安となるのではないか。また、事務職である行政職員が浄化槽行政を担当することもあるため、指定検査員などとともにその確認ができるとよい。ガイドラインに基づく最終的判断は行政が行うため、図表を取り入れる等、行政職員が見て分かり易いガイドラインを作成してほしい。(建入委員)  
▶ ガイドラインについて早急に都道府県担当者へ説明する必要があるため、現時点版のガイドラインを提示予定である。一方で、施行までに、参考資料として視覚的に分かり易いガイドラインを作成したい。(環境省)
- ・ 「③周辺環境への影響」の「放流水の水質」は、処理方式毎に基準を変えるべきである。全ばっ気型浄化槽を対象とするなら透視度は4度(4cm)だろう。(国安委員)
- ・ 透視度7度(7cm)という基準は、必ずしも定量的な評価に基づくものとは言えない。国安委員の指摘も踏まえ、当方に引き取らせていただき環境省とも相談したうえで基準を示したい。(眞柄座長)
- ・ 「③周辺環境への影響」の「井戸の設置状況」は、浄化槽設置宅の敷地内の井戸のみが対象である。隣接する住宅の敷地内の井戸によって地下浸透等が起り得るため、文章を見直しが必要。また、「生活用水」を「飲料水を含む生活用水」に修正すべき。(眞柄座長)
- ・ 一部の都道府県では、放流水の地下浸透装置を設置する場合、装置と井戸との距離を30m以上取るよう規定している。(河村委員)
- ・ 井戸の設置状況等については地域ごとの条例を考慮して判断すべきだろう。(上田委員)

- 資料 2〔別紙 3〕「特定既存単独処理浄化槽」の措置の参考となる考え方について
- ・ 設置年を考慮しての措置判断はしないという理解だが、〇〇年以前に設置されたもの、などの基準を設けたほうが明確にならないか。(河村委員)
  - ・ 〔別紙 1〕「特定既存単独処理浄化槽」の判断の参考となる事項の「④参考となる情報」において、構造基準を昭和 44 年以前に設置された単独処理浄化槽を含むと定義しており、ケース 2 に該当する。(眞柄座長)
    - ▶ 設置年に関する基準を設けることにより、特定既存単独処理浄化槽として除却対象となる浄化槽はより絞り込まれることとなる。古くないが周辺環境への影響があり「①重要項目」に該当するような単独処理浄化槽についても、特定既存単独処理浄化槽と判断できる現行記載のままをしたい。(環境省)

#### <浄化槽処理促進区域について>

- ・ p.7「3) 汚水処理事業の適用」の「法律の施行後」を「改正法の施行後」に修正すべき。(浅野委員)
- ・ 区域設定の線引きは極めて重要である。下水道整備区域内であっても地形や道路・水路などの問題があり、例えば下水道整備区域内に新築された家屋と下水道管までの間に川が流れているがために費用が掛かってしまうために浄化槽の導入が経済的である場合などもある。全域を浄化槽処理促進区域として指定できれば良いが、既存の下水道や農業集落排水の整備区域や計画区域の線引きとはどのように整合させるものと考えればよいか。(庵途委員)
  - ▶ 改正法上、市町村は都道府県と協議の上、浄化槽処理促進区域を下水道法に規定する処理区域と予定処理区域以外において指定できる。浄化槽処理促進区域は自然的・経済的・社会的観点から浄化槽を整備すべき区域であり、都道府県構想と整合させることが基本であるが、都道府県構想が古く現状と一致しない場合は、都道府県構想に限定せず、都道府県と市町村の合意のもと指定してよい。(環境省)
  - ▶ 富田林市では、市街化調整区域における下水道区域の設定について、通常広く面的に区域を設定するところ、家屋の部分だけを下水道区域として設定し、その外については下水道区域から外している。下水道区域外に新たに家屋を建て下水道に接続する場合は自費で接続してくださいと伝えており、下水道に接続される場合はその家屋を下水道区域に加えるようにしている。下水道区域を広く面的に設定しているのであれば、下水道区域の設定を(家屋の部分だけを下水道区域とするなどに)縮小するよう見直すと、浄化槽とのマッチングはうまくいくように思う。(浅野委員)

#### <公共浄化槽について>

- ・ 「改正経緯」において、「戸別」を「個別」に修正してはどうか(国安委員)

- ▶ 「戸別設置を原則として」という表現がなくても文意は通じるので削除したい。  
(環境省)

#### <浄化槽台帳整備について>

- ・ 法令で定める浄化槽台帳の記載事項に、浄化槽管理士の氏名がないのはなぜか。  
誰が浄化槽点検を行ったかを明確にすべきではないか。(眞柄座長)
  - ▶ 浄化槽管理士を把握することは重要であるが、保守点検業者や工事業者が浄化槽管理士の氏名を把握しているだろう。(環境省)
- ・ 使用状況に係る記載事項に、浄化槽技術管理者名とあるのはなぜか。(上田委員)
  - ▶ 処理対象人員 501 人以上の規模の浄化槽に置くこととされている浄化槽技術管理者を指す。「義務がかかっているところだけに限る」と追記する。(環境省)

#### <浄化槽管理士に対する研修について>

##### ○ 資料 3「浄化槽管理士の研修会の体制 (案)」

- ・ 教室型の研修会を実施し、e-learning を導入しない想定か。(眞柄座長)
  - ▶ 現時点では教室型の研修を想定している。受講人数によるが、各県で必要に応じて e-learning の導入も考えられるだろう。(上田委員)

##### ○ 資料 4「浄化槽管理士の研修会教材のテキスト (案)」

- ・ 単独処理浄化槽の機能判断と機能向上は、特定既存単独処理浄化槽の措置の判定と関連するが、研修内容に含まないのか。(眞柄座長)
  - ▶ 浄化槽管理士の研修会として最低限必要な項目で研修内容を構成している。時間があれば、特定既存単独処理浄化槽そのものの説明と、法定検査との関連を踏まえた改善策などについて説明したい。(国安委員)
- ・ 研修の中科目や小科目に示す内容と、浄化槽台帳をどのように関連付けるのか。(眞柄座長)
  - ▶ 浄化槽の製品によって保守点検記録票や清掃記録票の項目は異なるが、全ての浄化槽で基本項目は同様のため、共通の記録票をもって整理する。(国安委員)
- ・ 単独処理浄化槽を研修内容の対象外としている印象を受ける。(眞柄座長)
  - ▶ ご指摘の通り、対象としていない。今回の研修会教材は、浄化槽の動向や新規技術情報等、浄化槽管理士の知識のアップデートを主旨に構成している。(国安委員)
- ・ 改正法は 2020 年 4 月 1 日に施行されるが、その時点で研修を受講済みの浄化槽管理士は少ないだろう。例えば、1 年以内に受講するなど、猶予期間を設けてほしい。また、「広域的な地域を対象とした研修」について、例えば千葉県北部では茨城県や東京都でも業務を行っている事業者もある。近隣他県の研修を受講することで、自県でも講習を受講したものと認めるような配慮が必要。(江利角委員)
- ・ 改正法施行の初年度は、更新時に研修会を未受検である浄化槽管理士が出てくる

可能性があるため、猶予期間を設ける必要がある。廃棄物や食品衛生分野のように、全国どこでも同様の内容で受講できる仕組みにしてほしい。(建入委員)

▶ 行政担当者説明会でも説明予定だが、研修会を受講するための猶予期間の設定は、都道府県の条例に委ねる。また、広域的に他県等での研修受講を認めるような立て付けについては、地域内の都道府県同士で協議をしていただくことなど、通知に記載し周知していく。(環境省)

- ・ 浄化槽の保守点検事業者にとって、浄化槽管理士を半日の研修に出すことは現実に対応可能なものなのか。また、チェックシートの判断に特化した研修は不要か。初心者向けとベテラン向けの講習を実施するのはどうか。(大久保委員)

▶ 現在、保守点検業者に従事している浄化槽管理士には原則研修を受けてほしい。保守点検業者を対象にチェックシートの判断に特化した研修を実施する予定はないが、指定検査機関においては習熟が必要と考えている。レベル別の研修については、今後の課題ではあるが、日本環境整備教育センターにも意見を仰いで検討したい。(環境省)

▶ 数年のうちで半日程度の研修会であれば、業務負荷の面からしても受講可能であろう。(上田委員)

< 「はじめに」と「おわりに」について >

- ・ 報告書案については座長と事務局にて取りまとめることとして、一任いただきたい。(眞柄座長)

## (2) その他

- ・ 資料 2 「「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)(案)」については、環境省と眞柄座長とで協議の上、作成する。
- ・ 11月14日に行政担当者説明会を開催、11月18日週にパブリックコメントの募集を開始予定である。
- ・ 環境省よりまとめのコメントがあった。次回は12月23日(月)14時より開催予定である。

以上

別添 参加者名簿

浅野 和仁 朝日航洋株式会社 空間情報事業本部 エバンジェリスト  
(元富田林市上下水道部理事兼次長兼下水道課長)

庵途 典章 兵庫県町村会 会長 佐用町長

上田 勝朗 一般社団法人全国浄化槽団体連合会 会長

江利角 晃也 千葉県環境生活部水質保全課 課長

大久保 あかね 静岡県立大学 経営情報学部 教授

小川 浩 常葉大学 社会環境学部 教授

奥田 早希子 一般社団法人 Water'n 代表理事

河村 清史 元埼玉大学大学院理工学研究科 教授

国安 克彦 公益財団法人日本環境整備教育センター 理事

建入 ゆかり 宮城県環境生活部循環型社会推進課 技術副参事兼課長補佐

眞柄 泰基 公益財団法人給水工事技術振興財団 理事長